

2015年度 第1回 研究倫理専門委員会 議事録

日 時： 4月8日（水）午後6時00分～午後8時00分

会 場： 3号館2階 カンファレンスルーム

出席者： 岸貴介、渡邊和子、西村知晃（議事録担当）、大浦智子、太田進、田中英子、中島英司、室敬之、
室町律雄、安倍基幸（OB）、山本勝巳（業務引継）

欠席者： なし

審議事項

1. 申請書審査 1件

木村大介（助教）：「認知症二次・三次予防のリハビリテーションのエビデンス構築のための基礎的研究」

審査結果：一部修正を求め、承認する。

2. 委員会の業務が増えていることから、岸委員長の提案により業務内容の分画化を行い、各業務の担当を決め業務のスムーズ化を図ることとした。

※本年度より、研究倫理申請書類の窓口は学修支援課・山本 前委員から総務課・室町 新委員に変更。

3. 研究計画申請書の用語修正について

本学申請書では研究の対象となる人を「研究協力者」としていたが、科研費など外部資金の申請書類では、「研究協力者」は研究に従事する者に使用されており、申請者が混同することがあることから、下記のように用語を修正することとした。

- ・ 「研究の対象となる人（被験者）」を『研究対象者』とし、「研究協力者」は「研究に従事する者」とする。ただし、研究対象者への研究主旨説明書においては、「研究対象者」とはせず、「研究にご協力頂ける方」など、丁寧な表記とする。
- ・ 「研究分担者」は研究を分担する研究従事者、「研究協力者」は研究計画の遂行に協力する者（補助的役割）とすることが提案された。基本的には外部資金の申請書類の用語法を踏襲する方向を取ることとした。

4. 星城大学研究倫理委員会の「基本指針（仮称）」について

「研究倫理綱領」（H16年10月）、「星城大学教員による動物ならびにヒトを対象とする研究計画審査に関する研究倫理委員会の基本見解」（平成16年1月）、「星城大学におけるヒトを対象とする研究に関する倫理規程」（H19年10月改正）など多種の規程類が学内サイトに掲載されていること、これらを整理・統合して今後の人文・社会科学系を含めた研究倫理の指針作りをこれまで通り進めていくことを、それぞれ確認した。

5. 研究倫理審査の効率化について

申請書提出時に、提出書類漏れを防ぐためのチェックリストを設け、受付窓口（総務課室町委員）で書類不備申請を防ぐこととした。

必要な申請書類を確認するためのフローチャート作成については、さらに検討することとした。

6. 研究倫理委員会構成メンバーについて

- ・「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年）」において、① 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者が含まれていること。② 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者が含まれていること。③ 研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることのできる者が含まれていること。④ 倫理審査委員会の設置者の所属機関に所属しない者が複数含まれていること。⑤ 男女両性で構成されていること。⑥ 5名以上であること。とあり、今後所属機関外のメンバーについて、中島委員に加え、もう1名の候補を検討していくこととする。
- ・実験動物委員会構成メンバーについても、今後の検討課題とする。

7. CITI Japan (研究倫理 e-learning) について

- ・本年度契約を更新する。
- ・5月GW明けから、全学教職員が使用できるように体制を整えていく。

報告事項

1. 動物実験施設の外部者による評価担当者として山田敬喜氏に依頼し、承諾を得たことが報告された。
2. リハビリテーション学部卒業研究倫理審査3月分(学部)3件承認(一部軽微修正あり)

次回委員会(予定)

5月13日(水) 18:00～ 3号館2階カンファレンス室

以上